

○通商産業省告示第五百四十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十六条第一項第二号イの規定に基づき、次のとおり指定検定機関を指定したので、同法第百五十九条第一項第一号の規定に基づき、告示する。

平成五年十一月一日

通商産業大臣 熊谷 弘

計量法第十六条第一項第二号イの規定に基づく指定検定機関の指定

指定の区分	指定検定機関の名称	住所並びに検定所の名称及び所在地
ガラス製体温計	財団法人日本品質保証	住所 東京都港区赤坂一丁目九番一五号
抵抗体温計	機構	住所 東京都港区赤坂一丁目九番一五号
ポンベ型熱量計		検定所の名称及び所在地 計量計測センター 東京都世田谷区 砧一丁目二二番二五号
アネロイド型血圧計	財団法人日本品質保証	住所 東京都港区赤坂一丁目九番一五号
	機構	

	騒音計	振動レベル計	ジルコニア式酸素濃度計、溶液導電率式二酸化硫黄濃度計、磁気式酸素濃度計、紫外線式二酸化硫黄濃度計、紫外線式窒素酸化物濃度計、非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計、非分散型赤外線式窒素酸
	財団法人日本品質保証機構		
検定所の名称及び所在地 計量計測センター 東京都世田谷区 砧一丁目二一番二五号 関西事業所 大阪府東大阪市水走三 丁目八番一九号	住所 東京都港区赤坂一丁目九番一五号 検定所の名称及び所在地 計量計測センター 東京都世田谷区 砧一丁目二一番二五号 中部事業所 愛知県西春日井郡西春 町大字沖村字沖浦三九番地 関西事業所 大阪府東大阪市水走三		

<p>ユニケルス式流水型熱量計</p>	<p>ガラス電極式水素イオン濃度検出器及びガラス電極式水素イオン濃度指示計</p>	<p>化物濃度計、非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計及び化学発光式窒素酸化物濃度計</p>
<p>財団法人日本ガス機器検査協会</p>		
<p>住所 東京都港区芝五丁目二十九番十九号 旭ビル</p> <p>検定所の名称及び所在地 安全研究所 東京都板橋区小豆沢四丁目一番十号</p>		<p>丁目八番一九号 九州試験所 佐賀県鳥栖市萱方町 字隅二三九番一</p>